

八 教 学 指 第 1 4 7 号
令 和 2 年 5 月 7 日

八尾市立学校園長 様

八尾市教育委員会事務局
指 導 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業措置の延長等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国において令和2年5月4日付で緊急事態宣言が延長され、令和2年5月7日付けで大阪府教育委員会教育長より臨時休業措置の延長等について要請がありました。

本要請を受け、本市立学校園について、令和2年5月11日（月）より令和2年5月31日（日）までの間を全校臨時休業とすることを決定しましたので、通知します。

また、令和2年5月11日（月）から、長期にわたる臨時休業期間中の子どもの学びの保障や心身の健康を保持するとともに、学校再開後の教育活動を円滑に実施するため、分散登校を実施することとし、併せて、小学校3年生以下の子どもの居場所の確保や子どもの活動の場の工夫についてもご配慮願います。

なお、今後、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により、必要に応じて、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

記

1 分散登校の実施について

(1) 登校日について

府の要請に基づき、次のとおり、臨時休業期間中の分散登校を実施することとする。

- ① 児童生徒等に対し、登校日を設定する。 ※5月11日の第1週目は1回とし、今後の感染状況等を踏まえ、5月18日以降に週2回程度に増やしていくこととする。
- ② 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を定める。登校しない場合でも欠席扱いとはしない。
- ③ 1学級を2～3教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は10～15人程度とする。
- ④ 学校での滞在時間は2時間程度とする（個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長）。
- ⑤ 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握し、必要な対応を行う。
- ⑥ 新入生が学校生活に慣れること、また、卒業学年児童生徒が進路等に不安がないよう配慮する。
- ⑦ 学校行事、通常の授業や部活動は行わず、学習課題の提示や確認、軽い運動やリクリエーション等を行う。一度に多くの児童生徒が集中して登校しないよう、学年の人数等により登校日を設定。受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子ど

もの安心・安全を守るための組織的な対応をすること。

***①について**

5月11日からの第1週目は登校日は週1回とし、2週目、3週目は2回として計画すること。

***②について**

1学級を複数回にわたり分散登校させ、担任が対応することや、不足教員を他の学年・学級の教員が補うことを想定すること。

***③について**

身体的距離を確保し、登校の際は、必要に応じて学級を複数のグループに分けた上で使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うこと。体育館や多目的室等において児童生徒間の必要な距離の確保をしたうえで、学年による活動も可とする。

***④について**

滞在時間2時間程度とは、小学校では45分×2、中学校では50分×2を基準とすること。個別対応が必要な場合、小学校で45分、中学校で50分の範囲内での延長とすること。

***⑤について**

分散登校日は、授業時数のカウントはできないものの、「臨時休業期間中の学習指導計画表」に基づいて、前年度の未履修項目及び令和2年度の各教科等の指導計画に基づく学習活動を進めるため、学習課題の提示や学習状況の確認（小テストの実施、レポートの作成等）を行うこと。併せて、学校図書館の貸出、心身の健康状態の把握をすること。また、軽い運動やレクリエーションを行うことも可能とする。

***⑦について**

登下校時は地域の見守りを要請する等、安全を確保すること。

(2) 登校日における注意事項

- ① 原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクをつける
- ② こまめな手洗いを徹底する
- ③ 教壇から児童生徒までの距離を開ける
- ④ 一教室当たりの人数（10～15名程度）、席配置の工夫、机や椅子等児童生徒が共通に触れる物の清拭等に留意する
- ⑤ 音楽など飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、体育における人と人が接触するような活動等は行わない
- ⑥ 発症が疑われる場合の対応をあらかじめ定めておく（急な発熱の場合、個室を用意するなど）
- ⑦ 児童生徒の家族に濃厚接触者がいる場合の登校等については、個別に対応する

***①について**

登下校時、児童生徒等はマスクを着用すること。なお、未だ、市販のマスクを入手することが困難な状況が続いていることから、児童生徒及び保護者に対して、手づくりマスクの作成方法等についても周知し、教職員は、手づくりマスクを積極的に使用のうえ、その普及に取り組むこと。

***②について**

外から教室等に入る時やトイレの後、給食前後などに流水と石けんにて、こまめに手を洗うこと。その際、

タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないようにすること。

併せて、教室等のこまめな（最低1時間に2回、10分以上）換気を実施すること。（*可能であれば常時2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮することについて、家庭に啓発すること。

***③について**

児童生徒間の距離と同等とし、おおむね1～2メートルする。

***④について**

席配置の工夫については、令和2年5月1日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」P4記載の「図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ」を参照すること。

なお、清掃・消毒については、教室・廊下等においてより多くの児童生徒等がさわる場所、共有するものについて行うこと。（分散登校後に、可能な範囲で実施すること。最低1日1回とする。）

***⑥について**

令和2年5月7日指導課作成資料「発症が疑われる場合の対応について」を参照して、各学校において定めること。

(3) 登校日の中止基準について

教職員や児童生徒に陽性者を発見、かつ学校内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合、当該校のみ登校日を中止する。

(4) 市立幼稚園の取り扱いについて

(1)～(3)に示す登校日の取り扱いについては、市立幼稚園に該当するものではないが、その趣旨を踏まえて、週1回の登園日を設けるなど、園児の心身の健康の保持に努めること。

2 子どもの居場所確保について

臨時休業期間中は、放課後児童室入室児童を除く小学校3年生以下の児童・園児のうち、個別の事情により自宅で1人になる子どもの居場所を確保すること。

3 子どもの活動の場の工夫について

臨時休業期間中は、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用、自習室やコンピュータールームを開放する等、各学校における実情を踏まえ、感染拡大防止のための措置を講じたうえで子どもの活動の場について工夫すること。なお、その実施にあたっては、学校ホームページ等で保護者に周知すること。

***日本スポーツ振興センターの適用について**

子どもの活動の場の工夫における取組みにおいて、学校管理下の取組みとして万一児童生徒に事故等が生じた場合には、日本スポーツ振興センターの災害給付制度を適用することとする。

***運動場の開放について**

運動場の開放は、児童生徒の運動機会の確保を目的とし、かつ学校管理下の取組みとしていることから、登校日を利用した運動機会の提供として行うことも含むこととする。

***自習室及びコンピュータールームの開放について**

各学校の実情に応じて、その開放について検討すること。

4 日常の健康観察について

既に令和2年3月17日付けで通知している「けんこうかんさつカード」を活用し、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

併せて、家庭からの連絡や登校園時の状態において、児童生徒等及び教職員に「風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合」、「強いだるさや息苦しさがある場合」又は、「急に嗅覚障害や味覚障害を自覚する場合」は、学務給食課からの事務連絡（令和2年4月6日付）「園児児童生徒等の健康観察に係る個票と経過表の様式の送信と取扱いについて」のとおり、令和2年度用の「R2-1 随時報告の経過表」を用いて報告すること。

また、臨時休業期間の健康観察については、登校時の状態も含めて、同様の措置を行うこと。

* 登校前に発熱等の風邪症状を確認できなかった児童生徒等への対応

登校前に確認できなかった児童生徒等については、検温及び風邪症状の確認をすること。発熱等や風邪症状のある児童生徒等については、保護者に連絡して、自宅で休養させること。その際、保健室等で待機させる際は、他の児童生徒等の入室を避ける等の配慮をすること。

5 学習保障について

令和元年度の臨時休業期間における学び残しへの対応及び令和2年度の学習の遅れに対応するため、指導計画等を踏まえ、各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等（ICT活用を含む。）に基づく家庭学習を課すこと。

また、臨時休業期間中は、家庭学習を適切に課したうえで、教師が定期的に登校日や電話等を活用して個々の学習状況の把握を行い、学習を支援すること。

なお、学校再開後は、徹底した補充授業や補習等の実施が必要と考えるが、令和2年4月10日付けの文科省通知では、年間指導計画に照らして、再開後の授業の中で、学校で指導していない内容全てを指導することがどうしても難しく、「学校が課した家庭学習の実施状況が一定の要件を満たす場合において、特例的に、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる」とされており、そうした事態も想定して、臨時休業期間中の取り組みを進めること。

* 「一定の要件」とは

（文部科学省：新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月23日時点） 問64より抜粋）

- ① 学校が課した家庭学習の内容が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること。
- ② 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。
- ③ 児童生徒に、十分な学習内容の定着が見られ、学校再開後に一律の授業において再度指導する必要性が無いものと校長が判断したものであることともに、加えて、一部の児童生徒の学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることを

求めること。

6 ICTの最大限の活用について

家庭学習を課す際には、各学年各教科において指導計画に基づき、動画コンテンツやオンライン教材の活用も検討すること。

「臨時休業中の学習指導計画」において、オンライン教材による学習を計画した場合は、家庭にICTの教育環境が整っていない等の配慮が必要な児童生徒に対して、学校のコンピュータルームの活用を図ること。併せて、著作権に留意しつつ、各学校において教科書などを解説する授業等を録画したDVDの配付についても検討すること。その際の録画用DVDの購入予算は、子どもが輝く教育推進事業委託金又は配当予算を活用すること。

- * 学校におけるタブレット貸出は、必要台数の確保や機器の設定変更において物理的な課題があり、市として統一的な対応をとることが困難であることから、実施しないこととする。

7 学校再開後の授業時数確保の取り組みについて

令和2年3月からの一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習の著しい遅れが生じることのないよう、学校再開後に、長期休業期間の短縮、行事の精選、モジュール授業、中学校においては7時間授業の実施、その他土曜授業の実施等の可能な限りの措置を講じることとする。

現在、夏季休業期間の短縮については、休業期間を令和2年8月8日（土）から8月16日（日）とする方向で検討、調整しておりますが、他の措置を含め、改めて通知します。

8 学校再開後の学校行事等の取り扱いについて

- * 令和2年8月末日までの体育館の集合形態は、最大でも学年単位とすること。
ただし、児童生徒間に概ね1～2メートルの距離を確保すること。
- * 令和2年8月末日までの遠足、野外活動等、バスや公共交通機関の移動を伴うもの、会食を伴う行事は延期又は中止とする。
なお、修学旅行及び（中学校）宿泊学習は、児童生徒の心情にも配慮し、延期を検討すること。延期する場合は、保護者に対し、今後の状況によっては実施が不可となる可能性があること、また、その場合のキャンセル料等の契約状況についても説明し、理解を得ること。
- * 小学校林間学校は、感染防止、授業時数確保や市としての統一的な対応等の実施上の課題があることから、中止とする。
- * 運動会・体育大会は、準備時間の確保、感染防止、各教科等における履修時間の確保、市としての統一的な対応等の実施上の課題があることから、中止とする。
- * 今年度の学校プール授業については、現時点で更衣室の密集状況や健康診断の未実施等に実施上の課題が一部見受けられるが、今後、スポーツ庁において発出予定の「今年度の学校教育における水泳の授業の取り扱いについて」の通知文を踏まえて通知します。
- * 令和2年8月末日までの授業参観（オープンスクール）、土曜スクールその他大人数が集まって人が密集するような行事は不可とする。
- * 今年度の職場体験は感染リスク等を踏まえ、中止とする。
- * 令和2年6月17日実施予定の中3チャレンジテストは、中止となります。
- * 例年開催の八尾市教育フォーラム（2020）は、中止とする。

- * 令和2年8月上旬開催予定の八尾市小学生軟式野球大会は、中止とする。
- ※府域の感染状況によっては、学校行事等が今年度は中止になることもあります。

9 部活動について

国通知において、部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであり、臨時休業期間中は、部活動の実施は自粛されるべきものとされていることから、令和2年5月31日（日）までは中止とすること。

10 学校再開後の学校給食について

令和2年度 学校給食の開始予定日

小学校 令和2年6月3日（水）

ただし、小学校1年生は、6月8日（月）とします。

*小学校給食再開後の給食については、文部科学省の通知を踏まえた対応を検討中。

中学校 令和2年6月1日（月）

*中学校臨時休業延長に伴う対応については、別途、学務給食課より通知する。

11 健康診断に関すること

児童生徒等の健康診断については、健診（検診）項目の優先順位を考慮しながら、あらためて学務給食課から日程の再調整の依頼を行います。再調整の際には、健診（検診）項目により2学期以降に実施する場合があります。

なお、尿検査については、学務給食課からの事務連絡（令和2年4月28日付）「令和2年度尿検査（再調整）の日程（案）について」に記載のとおり、予備の日程で実施します。また、教職員の定期健康診断・胃検診については、現時点では予定とおり実施します。

12 就学援助制度に関すること

臨時休業期間の登校日等を活用しながら就学援助申請受付期間の延長の旨を記した「就学援助制度当初申請受付期間延長のお知らせ」（後日、学務給食課から各校配布）を保護者に行きわたるように努めるとともに希望する保護者に申請書も配布すること。

*各学校での受付期間

（変更前）5月1日（金）から5月29日（金）

（変更後）5月1日（金）から6月30日（火）（教育委員会受付も同様に延長）

*今年度に限り、教育委員会の郵送受付を実施します。

13 学校体育施設の開放について

学校体育施設開放事業については、屋外体育施設（運動場）は、令和2年5月31日（日）までは中止とすること。

体育館の施設開放事業については、令和2年8月末日まで中止とすること。

14 放課後児童室のための学校の教室の活用について

放課後児童室において、密集性を回避し、感染を防止する観点等から、教室、図書室、体育

館、校庭等が利用可能である場合には、積極的に提供すること。